

# 1. 国土利用計画の概要

- 1) 国土利用計画法の概要
- 2) 国土利用計画の体系
- 3) 市町村計画の役割
- 4) 市町村計画策定の手順
- 5) 「住民意向の反映」の方法
- 6) 計画策定体制

## 1) 国土利用計画法の概要

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に規定されている国土利用の基本理念に則して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものである。

また、市町村計画は国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、吉田町の区域における町土の利用に関して必要な事項を定め、町土利用の総合的・計画的な利用を図るための指針とするもので、静岡県国土利用計画（第五次）を基本とし、第6次吉田町総合計画に即して策定するものである。

### (1) 目的（国土利用計画法第1条）

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

### (2) 基本理念（国土利用計画法第2条）

国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものであり、国土利用計画はこの基本理念に即して策定される。

### (3) 構成（国土利用計画法第4条）

全国の区域について定める、都道府県の区域について定める 全国計画 都道府県計画市町村計画、市町村の区域について定める の3段階により構成されている。

### (4) 計画事項（国土利用計画法施行令第1条）

全国計画、都道府県計画、市町村計画いずれも次に掲げる事項を計画事項として定める。

- ①国土の利用に関する基本構想
- ②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### 参考：国土利用計画法

（目的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

## 2) 国土利用計画の体系

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画から成っている。

### (1) 三段階の計画

国、都道府県、市町村それぞれの立場から、国土の利用に関する施策が行われているため、国土利用に関する計画をそれぞれの段階で立案する必要がある。

計画の策定は、各段階の計画が相互に矛盾を生じないように、それぞれの意見を十分に反映させつつ行う。

そして、住民の意向を十分に反映させた市町村計画の策定結果を集成して都道府県計画を、都道府県計画の策定結果を集成して全国計画を必要に応じて見直していくこととしている。

それは、地域住民に密着した、より具体的な地域的政策課題を積み上げ、相互に調整しながら次第にそれぞれの段階の計画内容を確立させていくという他の計画の策定には見られない形である。

### (2) 全国計画 (S51.5 策定、S60.12 改定、H8.2 改定、H20.7 改定、H27.8 改定)

国土利用計画審議会及び都道府県知事の意見を聴いた上で国が策定するもの。

国土の利用に関して全国計画以外の国の計画の基本となり、かつ、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となる。

### (3) 都道府県計画 (S52.3 策定、S61.10 改定、H8.3 改定、H20.4 改定、H29.3 改定)

全国計画を基本とし、かつ、国土利用計画地方審議会及び市町村長の意見を聴いて各都道府県が策定するもの。

市町村計画及び土地利用基本計画の基本となる。

### (4) 市町村計画 (H4.6 策定、H19.12 改定、H28.2 改定)

都道府県計画を基本とし、また、市町村基本構想に即し、住民の意見を反映しつつ、各市町村が策定するもの。

参考：国土利用計画法

(国土利用計画)

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

(市町村計画)

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

### 3) 市町村計画の役割

市町村計画は、市町村における土地利用に関する行政の指針となるものである。(※)

(「国土利用計画法の施行について(昭和49年12月24日付け49国土利第60号、国土庁事務次官通達)」で通知)

国土の利用に当たって国土の資源、環境に着目し、広く住民の意向を反映させ、総合的見地からの検討を行う。

#### ■具体的な役割として

- ・ 都道府県計画、土地利用基本計画を通じて、具体的に適正な土地利用を図る。
- ・ 策定過程を通じた地域住民の意向の反映と市町村の国土利用についての理解を深める。
- ・ 土地利用基本計画や都市計画、農振計画等の個別法に基づく諸計画や市町村長が都道府県知事へ意見を述べる場合の根拠となる。
- ・ 開発行為に対する規制、誘導等に当たっての行政上の指針となる。(例えば、新たな住宅地開発・工業用地開発などの開発行為に対する規制、誘導等)

(※) なお、ここでいう行政の指針とは長期的なものであって、計画策定によって短期的に何らかの効果が現れるというものではないことを認識する必要がある。

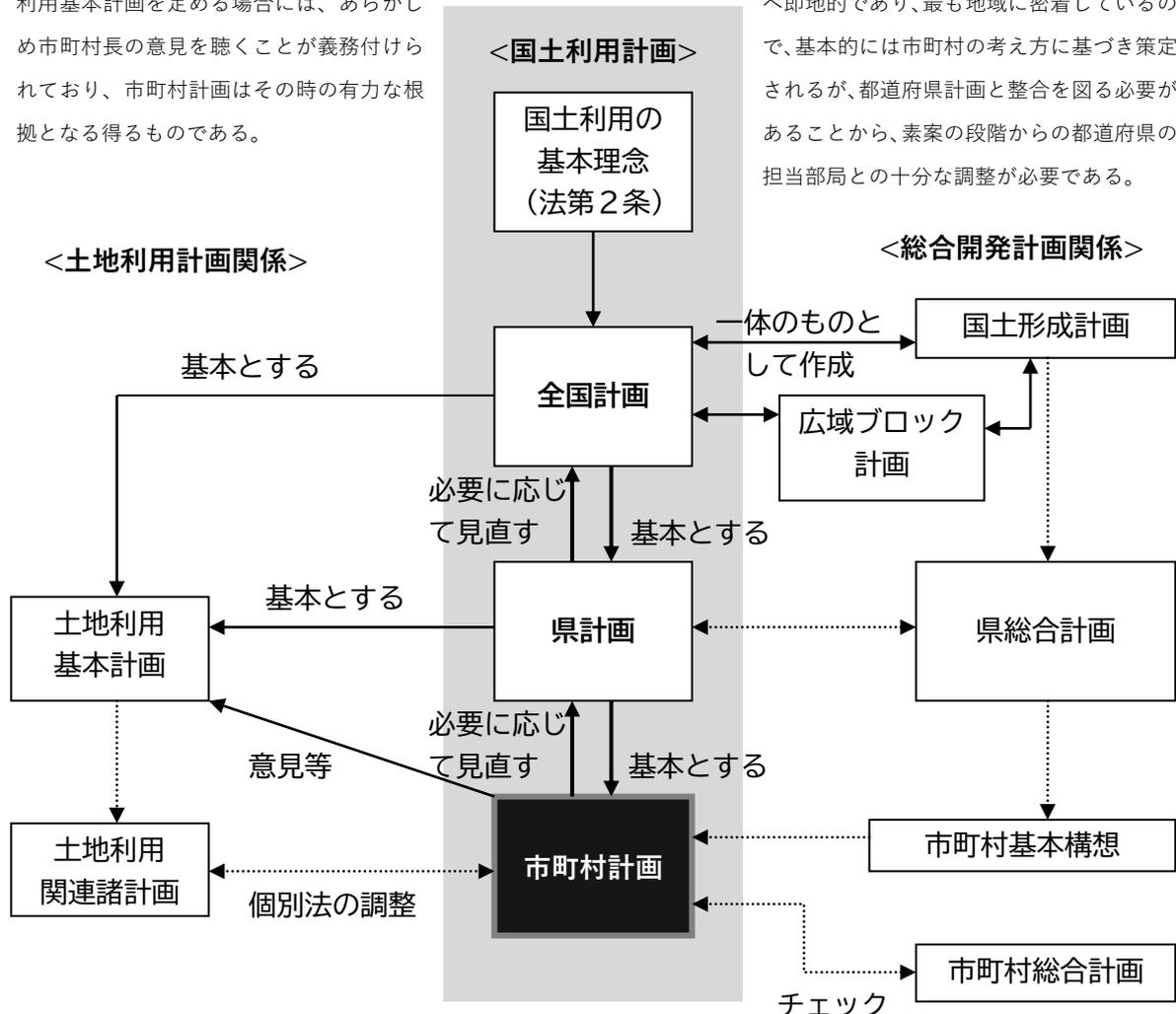
## ■ 国土利用計画体系図

### 土地利用基本計画への根拠

法第9条において、都道府県知事は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ市町村長の意見を聴くことが義務付けられており、市町村計画はその時の有力な根拠となる得るものである。

### 県計画との十分な調整

市町村計画は、全国計画、都道府県計画と比べ即地的であり、最も地域に密着しているため、基本的には市町村の考え方に基づき策定されるが、都道府県計画と整合を図る必要があることから、素案の段階からの都道府県の担当部局との十分な調整が必要である。



### 個別土地利用規制法の調整役

我が国の土地利用に関する計画は、土地利用に関する個別規制法（都市計画法、農振法、森林法等）に基づきそれぞれの行政目的を達成することを目的としてつくられてきた。それに対して、市町村計画は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、長期的かつ総合的な土地利用を図ることを目的として検討していくものであり、個別規制法の調整役となる。

### 市町村の基本構想に即する

基本構想は、地域社会の特性に応じた、当該市町村の振興発展の将来図及びこれを達成するために必要な振興施策の大綱が定められているものであって、土地利用、民生の安定向上、産業振興の基盤整備など、市町村の振興について基本的方向を明らかにするものである。

### 地域開発諸計画の基本

これらの諸計画の推進に当たっては、望ましい市町村の土地利用を確保するという観点から、市町村計画を基本としていくことが望ましい。

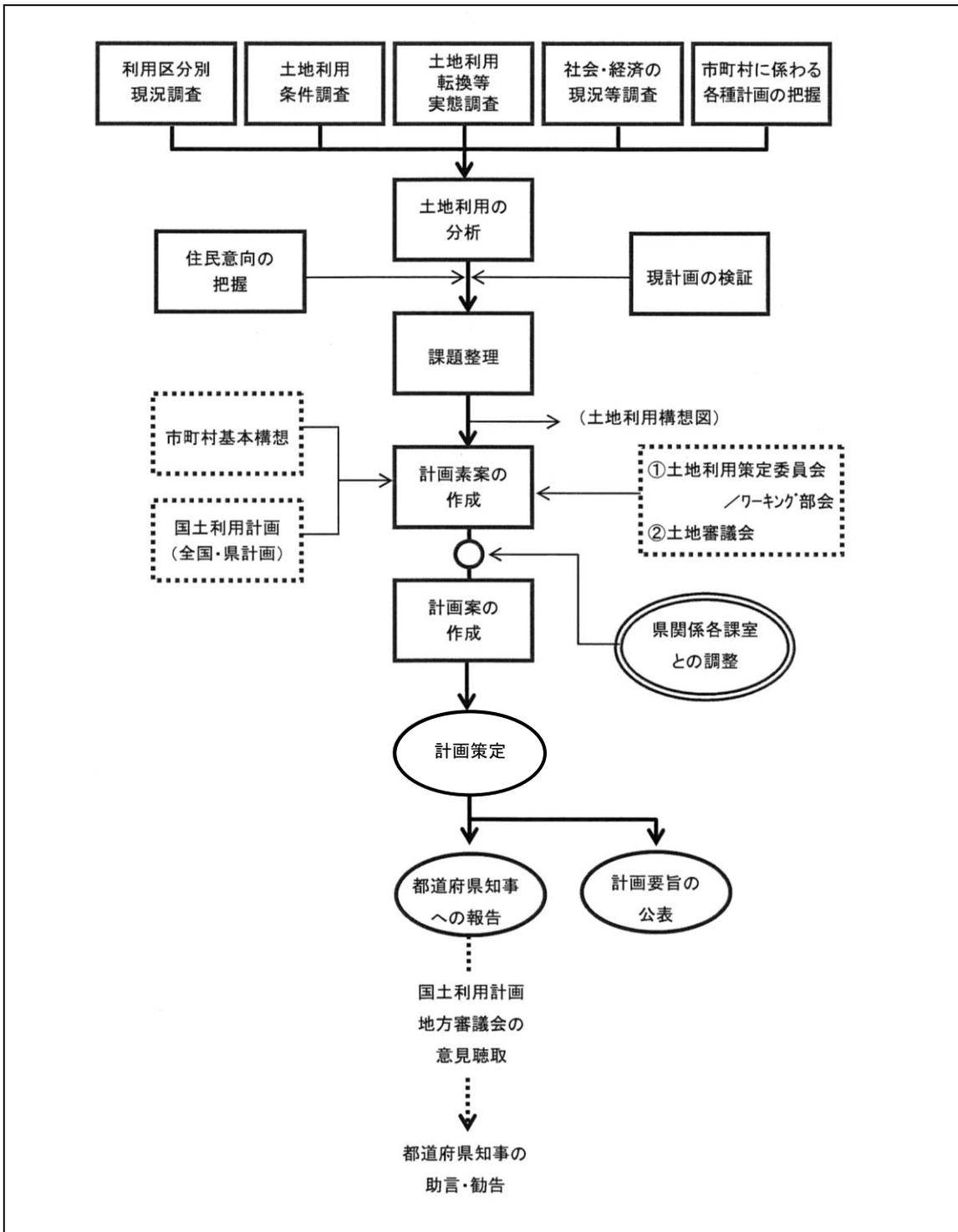
### 市町村総合計画の土地利用をチェック

市町村総合計画は、農業、工業等各部門の総合的開発について将来像を示す長期的な構想であるのに対し、市町村計画は、長期の目標を持った国土利用の基礎となるべき総合的な計画である。

よって、総合計画における土地利用は、市町村計画によってチェックされるべきものである。

## 4) 市町村計画策定の手順

国土利用計画策定に当たって、基本的な流れは以下のような手順で行った。

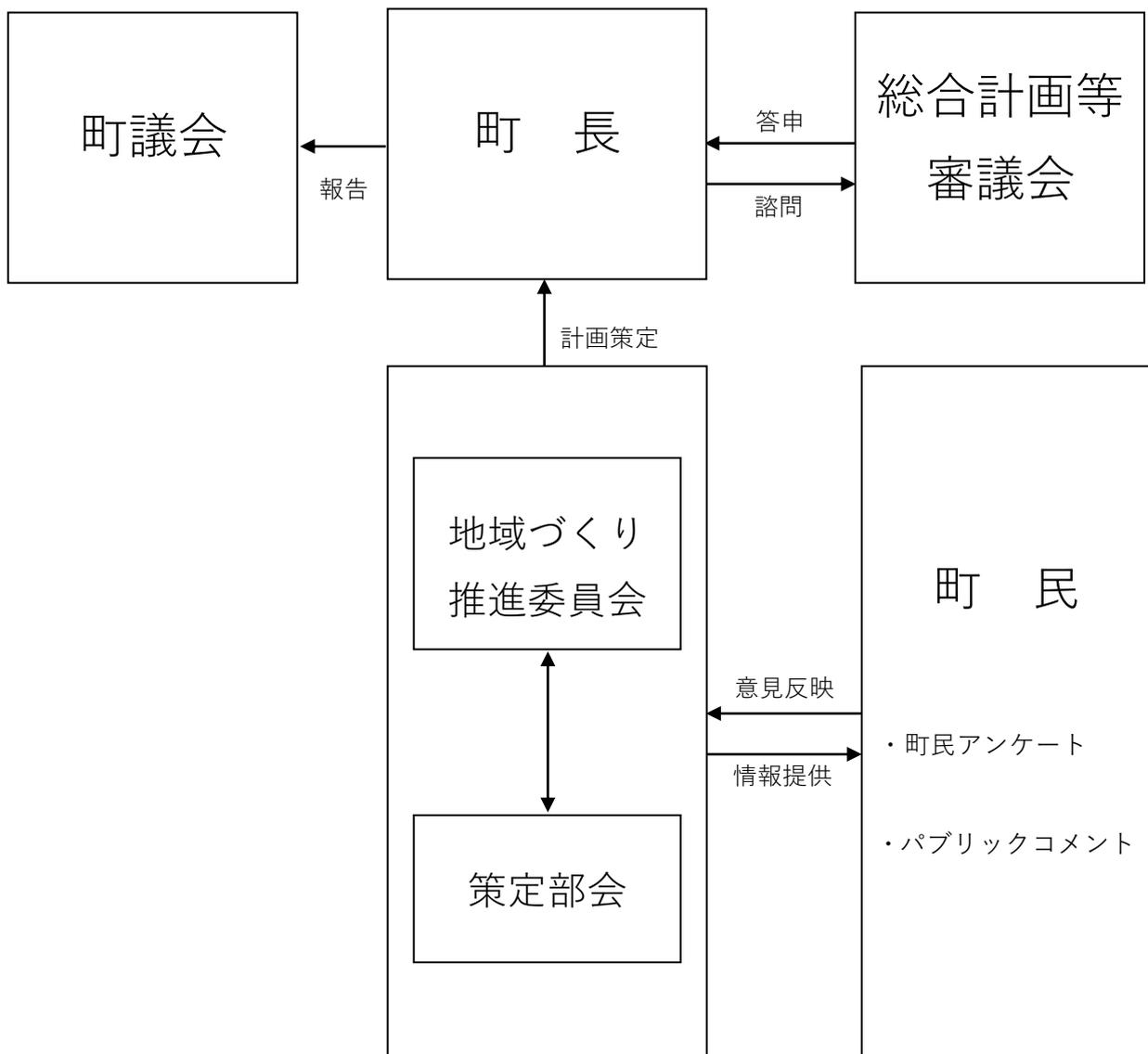


## 5) 「住民意向の反映」の方法

第6次吉田町総合計画の策定に際し、令和4年9月に住民意向調査(3,000人を対象)を実施し、住民のまちづくりに関する意向の把握に努めた。第4次吉田町国土利用計画は、総合計画との整合を図ることが求められる計画であり、計画期間が同じであることから、本計画策定においては、総合計画における土地利用に関する住民の意見を参考にし、計画に反映した。

## 6) 計画策定体制

第4次吉田町国土利用計画の策定に当たっては、以下のような体制により検討を進めるものとした。



## 1. 国土利用計画の概要